

# 令和4年度 施設事業計画書

施設名 社会福祉法人 清隆厚生会  
幼保連携型認定こども園 こども園ひがしどおり

所在地 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内9番地35

作成年月日:令和4年3月8日

## 目 次

I. 基本方針	1
II. 現況報告	2～3
III. 施設運営強化目標	4
IV. 教育・保育事業計画	4～5
V. 行事計画	5～6
VI. 食育及び食事の提供の計画	6
VII. 保健衛生計画	7
VIII. 安全対策計画	8
IX. 職員研修計画	8
X. その他	8～9
XI. 予算案	9

## I. 基本方針

### 1. 事業の目的

就園前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行う他、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう教育を行う事を目的とします。

### 2. 事業運営方針（教育・保育理念）

入園児童の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。又、各種の保育事業に取り組み、入園児童、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、より良い「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとします。

### 3. 教育・保育基本方針

- ① 「心と身体の自立を促す教育・保育」
- ② 札幌・坂崎メソッドを基にした「健康教育・遊びを通じた知育・芸術的な感性等を豊かにする教育・保育」

### 4. 教育・保育目標

#### ① 園児の姿

- 1 からだとあたまを使って遊んで学べる子（日進）
- 2 思いやりのある子ども（感謝）

#### ② 職員の姿

- ・ 園児一人一人の人権を尊重し、理解を深め、受容する。
- ・ 性差の先入観にとらわれない。
- ・ 保育によって知り得た園児及び家庭の秘密を守る。
- ・ 園児の自由な表現、自発的な活動等を援助、指導する。
- ・ 園児同士が互いに認め合う生活を大切にする。
- ・ 身近な自然や社会と関わっていく環境を整える。
- ・ 安全に関するマニュアルを理解し、事故や災害等の緊急時に対応する。
- ・ 教育・保育の質を高めるために各種研修会に参加する。
- ・ 虐待の予防、早期発見に努める。
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメント防止を徹底する。

## Ⅱ. 現況報告

### 1. 園状況報告

令和4年4月1日現在 園児 139名 職員 41名

令和も4年目に突入する。当園も11年目を迎え、新たな気持ちで園運営にあたりたいと思う。残念ながら新型コロナウイルス感染の勢いは止まらず、昨年。一昨年よりもその点は難しい園運営となる。

11年目の入園数は139名となり前年度155名より約1割減である。入園数予約者を含めて155名弱程度であり定員を175名から155名に変更した。(3年前の入園数202人であり、4月当初で60名以上の削減であり、少子化の波の厳しさは大変厳しい)予算ベースにおいても更なる引き締めが必要である。

コロナ禍の中、教育と保育を効果的に行うためには、地域・行政・保護者の協力の下、最善の健康管理には引き続き進めていきたい。運よく2年間対応できたが、本年は最悪の事も想定しながら、出来るだけ封じ込めの施策を進める。

保育・教育については教育課程等の計画作成をしっかりと行い、平素の教育・保育実践及び5年目を迎える公開保育・自己評価、学校評価等を経たカリキュラムマネジメントの更なる推進を進める。公開保育は梶沢先生等許せば内外の指導者とともに言語に関する取り組みの計画をしている。又、教育・保育との有機的な関係の下での保護者に対する子育ての支援とともに、一部オンラインによる子育て支援センターを連携・連動させ実践しているが、同様に園児の出欠やクラス懇談会、職員会議などもオンライン化していこうと考えている。

一方、小学校の接続は昨年度教育委員会と一緒に新様式を作成する予定であったが、文科省において5歳児の接続プログラム「架け橋プロジェクト」が始まり、その結果を待つこととなった。一期生は高校生となり、本来であれば多くの行事等で小中への接続連携を完成させるべきだが、コロナの終焉や架け橋プロジェクトの完成を待ちたい。出来れば0歳から15歳までの保幼小中一貫教育の全工程を作成したい強い思いがあり、乳幼児教育からの地域の未来図を描ければ幸いである。職員の質の向上の為にキャリアアップ研修を含んだ外部研修は全国大会やオンライン参加させたい。法人研修も昨年は障害関係に重点を置いて行い、継続していく予定である。

本年は大きな課題であった児童発達支援事業 TAOTAO を空き教室を利用して、別事業として行う。こども園・子育て支援センター・児童発達支援事業が一体になって地域の子育て支援事業として完成するまでは少し時間がかかるが、地域の未来を創造して、本年も職員一丸となって教育・保育事業に邁進していきたいと考える。

2. 開園予定日

293日

3. 利用時間（認定号数別）

1号認定 午前8：30～16：30（月～金）

2, 3号認定 午前8：30～16：30（保育短時間）

午前7：00～18：00（保育標準時間）

4. 入園児童数

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
1号認定			0人	5人	6人	9人	20人
2,3号認定	5人	21人	16人	26人	26人	24人	118人

5. 教育・保育日数

認定区分	教育・保育日数
1号認定	246日
2,3号認定	293日

教育週数	41週
教育日数	196日

6. 職員構成 氏名等別紙参照（令和4年4月1日予定）

① 正職員

（単位：人）

役職	園長	副園長 教頭	主幹及び 指導保育教諭	事務員 兼用務員	保育教諭	子育て 支援員	栄養士 調理員
人数	1	2	4	3	10	1	6

② 有期契約職員（準職員・日給職員・短時間職員）

（単位：人）

役職	保育教諭	保育 支援員	子育て 支援員	看護師	事務員 兼用務員
人数	9	2	1	2	1

③ 委託・外部講師

（単位：人）

役職	嘱託医	学校薬剤師	外部講師
人数	2	1	4

### Ⅲ. 施設運営強化目標

三長会(教育長・小学校校長・中学校校長)を本年も強力に連携推進していきたい。

国の公定価格上に位置付けられた公開授業に対応して「言語」を課題として進める。数年間、数量を課題として取り組んだが、生活言語から学習言語の丁寧な取組に対して、体験を通して学ぶ方式にしたい。

5歳児教育のきらきらタイムは第3期体制を整えた。一部講師の変更に加え、特に英語活動は再度4歳児から位置づけた。又現の2クラス制から、多少時間を要しても出来るところは1クラス体制への検討も必要であろう。

看護師が産休より戻り、コロナ対策を強化するとともに、重大事故、原子力防災を含んだ訓練実施を更に効率化を図る。

又職員採用等の県内外に理事長(園長)が自ら短大等に出向いているが、諦めずに職員確保に努める。本年和食の研修に栄養士が4名参加した。これらは将来的な取組としてユネスコ学校の対応も進めていきたいと思う。

### Ⅳ. 教育・保育事業計画

#### 1. 東通小中学校等との連携接続 (東通村学校教育指導の方針と重点参照)

文科省架け橋プロジェクトに応じたアプローチカリキュラムへの検討

職員による小学校への授業参観見学

5歳児小学校見学など多数の接続期へのアプローチ

園主催による1年生の保育への招待

小中一貫教育推進協議会への本格的参加

実務者会議 保育教諭と小学校教諭の情報交換会

中学校との保育体験等の推進

小学校・中学校への職業体験等への説明

(コロナ終息によっては小学校・給食センターによる給食試食会)

#### 2. 子育ての支援事業

主幹保育教諭等が、在園児の保護者に対して実施する子育て支援

アレルギー園児については送迎時および電話にて、相談や助言等を行う

気になる子の相談や助言を行う他、児童発達支援事業 TAOTAO との連携

おたよりを通して教育・保育の意図等を説明し保護者との相互理解を図る

いずれかの機会に保護者の参加を通し、園の教育・保育への理解を深めてもらう

子育て支援センター(拠点事業)MOCO MOCO クラブとの連携 (別紙参照)

### 3. 地域主催事業

- 4月 消防観閲式等参加
- 9月 敬老の日 遊戯披露

### 4. 地域活動（実習・インターンシップ・ボランティア等）

- 実習生
- 中学校3年生 職場体験

※3.4に関してはコロナ終息であれば出来るだけ多くの参加や受け入れをしたい。

### 5. 預かり保育（1号対象）

- 対 象 1号認定
- 実施曜日 月～金曜日
- 実施時間 7：00～ 8：30  
16：30～19：00

### 6. 延長保育（2号3号事業）

- 対 象 保育標準・短時間認定
- 実施曜日 月～土曜日
- 保育標準実施時間 18：00～19：00
- 保育短時間実施時間 7：00～ 8：30  
16：30～19：00

## V. 行事計画

### 1. 令和4年度行事案（別紙参照）

### 2. 各種会議

- 職員会議 職員全体で毎月行う会議。教育・保育活動における報告、連絡、相談、評価を実施し、共通理解を図る。  
全体会議・幹部会議・リーダー会議
- 給食会議 当月、次月の献立の検討と振り返りを行う。また、感染症やアレルギー対応に対する共通理解を図る
- リーダー会議等 教育・保育（行事含む）の詳細に関する確認。  
必要に応じて学年を超えて合同で実施する
- ケース会議 教育・保育に関わるトラブルケース等への  
早期対応、改善、解決を図る
- セーフティマネジメント会議 園で起きた事故等の周知、対策を考える。  
危険個所の把握、事故発生未然防止に努める。

### 3. 行事の考え方

#### ①個別の打ち合わせを要する行事

次に挙げる行事は、その都度職員間で打ち合わせを実施する行事である  
入園式、保育参観、5歳児お楽しみ保育、運動会、夏祭りごっこ、  
遠足、プール開き・納め、参観日、お遊戯会、音楽発表会、  
卒園児を送る会、卒園式、  
※但し②も含みコロナによる延期中止も含む

#### ②保護者との打ち合わせを催す行事

次に挙げる行事は、保護者との打ち合わせを実施する行事である  
運動会及び打ち合わせを必要とするもの

## VI. 食育及び食事の提供の計画

第4次食育推進基本計画に合わせた計画を進める。和食文化継承リーダーへの研修に前年度4名参加し、それらを加味した上で計画を鑑みる必要有り。

### 1. 食を営む力

- ・様々な経験を重ねることを大切にし、献立に工夫を凝らす
- ・個人差に留意しながら、一人ひとりに必要な基本姿勢を教えるよう努める
- ・食物アレルギー対策は、かかりつけの病院より診断書を提出してもらい、職員全体で共有することとする

### 2. 全職員による保護者の子育て支援も含めた食に関する経験、提供を考える

### 3. スローガン

「食のみちづくり」

み（見）⇒様々な食材、調理過程、完成料理を見ること

ち（知）⇒命を頂くことを知ること、色々な味、食に関わる行事を知ること

づくり（作）⇒野菜を作ること、料理を作ること

### 4. 給食献立

献立は立案後に調理員・園長・副園長・主幹保育教諭で検討を図り、給食会議にて更に改善を図るものとする。

### 5. 調理業務にかかる点検等について

- ・給食調理業務を行うに当たり、以下の点検等を確実に実施する
  - ・調理室の毎日点検、毎月点検、3ヶ月点検（点検者：調理員）
  - ・青森県予防医学協会による毎月検便（対象者：調理員及び調乳実施職員）
- ※年2回のネズミ及び昆虫駆除（点検者：調理員）

### 6. 1.2歳児及び3.4.5歳児の食育計画の保護者への配布と共に園内の周知強化を徹底する。

※次年度に向けて「和食」に対する取り組みを再度検討する必要がある。



## Ⅶ. 保健衛生計画

### 1. 園児の健康管理について

#### 【内部】

コロナ感染対策の徹底と周知 ワクチン接種の勧めを含む  
既往病・アレルギー・予防接種の確認

1. 毎日の視診、触診（体温検査・急な疾病・虐待・服装の異常等）  
登降園時の視診・触診・保護者との情報共有と情報発信
2. 毎月の身長、体重、肥満測定
3. SIDS の予防
4. おたより又は口頭による情報の配信

#### 【外部】

年 2 回の内科検診及び歯科検診 4 月・10 月実施  
嘱託医：川原田医師 荒蒔歯科医師

### 2. 職員の健康管理について

#### 【内部】

労働衛生法に基づく職員の健康管理の徹底  
研修を通じた職員一人ひとりの衛生意識の向上

#### 【外部】

職員健康診断の実施（令和 4 年 7 月予定）  
実施機関：青森県総合健診センター検診車  
インフルエンザ予防接種の補助

### 3. 学校保健安全法に関わる検査について

学校保健安全法に規定されている学校環境衛生基準の内容に即した検査の  
実施

飲料水・日常点検（毎日）

薬剤師による検査 点検者：石山薬剤師

・浄水水質検査（年 3 回） ・ダニアレルゲン検査（年 3 回）

・照度検査（年 1 回）

### 4. 感染症について（感染症対応マニュアル参考）

特に行政・保護者と一体となったコロナウイルス感染の阻止

徹底したインフルエンザ等の感染予防拡大の阻止

感染症に対する知識は予防対策の一環と捉え、発生時にその都度、職員間  
で症状や保護者対応を確認すると共に、保護者へのおたより等での情報配  
信を確実に実施する。

手洗い・うがい・手指消毒・マスク等の予防対策

近隣の小中学校等の情報収集

## VIII. 安全対策計画

### 【安全管理】

関係機関との連携を図り異常等があった際には、速やかに対策をとる。また、園児数把握・健康観察・環境整備・施錠等を行い安全管理に努める。特に昨年度ではバスによる園児死亡があり今後の厳しい対策が望まれるので、今後とも徹底していきたい。

### 【防災対策】

予測しない非常災害から園児の尊い命を安全に守るため、園児に対しての周到な避難訓練計画等を立て、現場に即した訓練を行う。

#### 1. 避難訓練（毎月）

総合避難訓練（年2回／東通消防署に依頼）

模擬消火訓練（年2回消防署立会いの下実施）

不審者対応訓練（年3回／うち警察署員を招いての訓練1回）

乳幼児救命講習への参加（東通消防署にて実施）

原発関係の訓練実施(随時対応)

#### 2. 安全教室（総合・歩行・交通・乗り物マナー）

安全教室（毎月／不審者対応訓練の月以外）

警察署員を招いての安全教室（年1回）

クロネコヤマトを招いての安全教室（年1回）

#### 3. 各種点検

消防設備自主点検（毎月）

消防設備業者点検（年2回）点検業者：東通村

消防署査察（年1回）東通消防署

園内外遊具設備自主点検（毎月）

園内外遊具設備自主点検（年1回）点検業者：さかもとフレーベル

施設設備自主点検（毎月）

#### 4. 原子力防災

園単体での避難訓練等に加え小中合同及び地域との共同の防災に取り組む。

## IX. 職員研修計画

別紙参照

## X. その他

### 1. 全体計画及び各種指導計画

別紙参照

### 2. 運営組織

別紙参照

3. 苦情処理について

相談・苦情受付担当者：佐藤真奈美

相談苦情解決責任者：中西久美子

相談・苦情解決総括責任者：坂崎 隆浩

第三者委員：栢沢幸苗氏・橋本健一氏・下館義弘氏

※委員に変更が生じた場合は理事会に報告する。

4. 運営協議会について

委員：保護者代表等を選択 4名

苦情解決第三者委員 3名

職員から 坂崎 隆浩（理事長）・中西久美子（副園長）

佐藤真奈美（教頭）・伊勢田牧子(事務局長)等

5. 評価委員会について

3月開催 保護者等の代表者によって学校評価として行う

6. 自衛消防組織／避難訓練計画／不審者対応訓練計画／安全教室計画

別紙参照

7. 園会計外部監査実施体制

小野寺会計事務所による外部監査を毎月及び決算時行う

8. 新チェックリストによる自己評価

園長作成の「新幼保連携型認定こども園教育・保育要領」対応の自己評価を行う。

9. 公開保育による外部評価

令和4年5月12日に栢沢先生等を検証者に迎え5歳児が地域に公開する。

XI. 予算案

別紙参照